

国関整千港総第2号
令和8年4月7日

令和7年度千葉港海岸船橋地区海岸保全施設整備検討業務
沿岸技術研究センター・エコー・日本港湾コンサルタント設計共同体
代表事業者 一般財団法人沿岸技術研究センター
代表理事・理事長 宮崎 祥一 殿

国土交通省関東地方整備局
千葉港湾事務所長
土佐 一也

請負業務成績評定通知書

貴社が受注した業務について、請負業務成績評定要領に基づき評定した結果を通知します。

なお、評定の結果に疑問があるときは、当職に対してその疑問の旨を付して、この書面の通知を受けた日から逆算して14日（「休日」を含む。）以内に書面により説明を求めることができます。

疑問の旨に対する説明は、書面により郵送致します。

なお、説明を求める場合の書面の送付先及び手続き等についての問い合わせ先は下記のとおりです。

記

1. 業務名称 令和7年度 千葉港海岸船橋地区海岸保全施設整備検討業務
2. 履行期間 令和7年6月17日 ～ 令和8年3月13日
3. 完了検査年月日 令和8年3月19日
4. 評定結果
① 評定点 80点 項目別評定点は、別表のとおり
5. 送付先 〒260-0024 千葉県千葉市中央区中央港1-11-2
国土交通省 関東地方整備局 千葉港湾事務所
総務課 品質管理係
TEL 043-243-9172(直通)
6. 手続き等の問い合わせ先 同 上

別表

項目別評定点

評価項目	細 別	業務評定 (評定点/満点)	技術者評定			
			管理技術者 (注1) (評定点/満点)	担当技術者 (注1) (評定点/満点)	照査技術者 (注1) (評定点/満点)	
プロセス評価	実施能力の評価	実施体制及び 執行計画	16.0 点 / 20.0 点	16.0 点 / 20.0 点	4.0 点 / 5.0 点	- 点 / - 点
	実施状況の評価	執行管理	4.0 点 / 5.0 点	4.0 点 / 5.0 点	4.0 点 / 5.0 点	- 点 / - 点
		品質管理	15.0 点 / 20.0 点	15.0 点 / 20.0 点	22.0 点 / 30.0 点	- 点 / - 点
		業務特性	8.0 点 / 10.0 点	8.0 点 / 10.0 点	11.3 点 / 12.5 点	- 点 / - 点
		創意工夫	3.2 点 / 4.0 点	3.2 点 / 4.0 点	3.2 点 / 4.0 点	- 点 / - 点
	説明調整能力の評価	説明調整能力	4.8 点 / 6.0 点	4.8 点 / 6.0 点	4.8 点 / 6.0 点	- 点 / - 点
	取組姿勢	責任感・積極性・倫理観	4.5 点 / 5.0 点	4.5 点 / 5.0 点	6.9 点 / 7.5 点	- 点 / - 点
結果評価	成果物の品質		24.0 点 / 30.0 点	24.0 点 / 30.0 点	24.0 点 / 30.0 点	- 点 / - 点
評定点の小計(注2)		80 点 / 100 点	80 点 / 100 点	80 点 / 100 点	- 点 / - 点	
事故等による減点		0 点	0 点	0 点	- 点	
瑕疵修補又は損害賠償による減点		0 点	0 点	0 点	- 点	
その他(低入調査虚偽説明等・業務コスト調査虚偽説明等)		0 点	0 点	0 点	- 点	
総合評定点(注2、注3)		80 点 / 100点	80 点 / 100点	80 点 / 100点	- 点 / - 点	

注) 1. 各項目の評定点及び満点は小数第二位を四捨五入して表示している。

2. 評定点の小計は小数第一位を四捨五入し、整数としている。各項目の点数は、小数第二位を四捨五入している為、評定点の小計と合わない事がある。

3. 共同企業体の構成員によって異なる指名停止等の措置をとった場合は、評定点を構成員毎に記載する。

国 関 整 千 港 総 第 2 号
令 和 8 年 4 月 7 日

令和7年度千葉港海岸船橋地区海岸保全施設整備検討業務
沿岸技術研究センター・エコー・日本港湾コンサルタント設計共同体
構成事業者 株式会社エコー
代表取締役社長 柴木 秀之 殿

国土交通省関東地方整備局
千葉港湾事務所長
土 佐 一 也

請負業務成績評定通知書

貴社が受注した業務について、請負業務成績評定要領に基づき評定した結果を通知します。

なお、評定の結果に疑問があるときは、当職に対してその疑問の旨を付して、この書面の通知を受けた日から逆算して14日（「休日」を含む。）以内に書面により説明を求めることができます。

疑問の旨に対する説明は、書面により郵送致します。

なお、説明を求める場合の書面の送付先及び手続き等についての問い合わせ先は下記のとおりです。

記

1. 業務名称 令和7年度 千葉港海岸船橋地区海岸保全施設整備検討業務
2. 履行期間 令和7年6月17日 ～ 令和8年3月13日
3. 完了検査年月日 令和8年3月19日
4. 評定結果
① 評 定 点 80 点 項目別評定点は、別表のとおり
5. 送 付 先 〒260-0024 千葉県千葉市中央区中央港1-11-2
国土交通省 関東地方整備局 千葉港湾事務所
総務課 品質管理係
TEL 043-243-9172(直通)
6. 手続き等の問い合わせ先 同 上

別表

項目別評定点

評価項目	細 別	業務評定 (評定点/満点)	技術者評定			
			管理技術者 (注1) (評定点/満点)	担当技術者 (注1) (評定点/満点)	照査技術者 (注1) (評定点/満点)	
プロセス評価	実施能力の評価	実施体制及び 執行計画	16.0 点 / 20.0 点	16.0 点 / 20.0 点	4.0 点 / 5.0 点	- 点 / - 点
	実施状況の評価	執行管理	4.0 点 / 5.0 点	4.0 点 / 5.0 点	4.0 点 / 5.0 点	- 点 / - 点
		品質管理	15.0 点 / 20.0 点	15.0 点 / 20.0 点	22.0 点 / 30.0 点	- 点 / - 点
		業務特性	8.0 点 / 10.0 点	8.0 点 / 10.0 点	11.3 点 / 12.5 点	- 点 / - 点
		創意工夫	3.2 点 / 4.0 点	3.2 点 / 4.0 点	3.2 点 / 4.0 点	- 点 / - 点
	説明調整能力の評価	説明調整能力	4.8 点 / 6.0 点	4.8 点 / 6.0 点	4.8 点 / 6.0 点	- 点 / - 点
	取組姿勢	責任感・積極性・倫理観	4.5 点 / 5.0 点	4.5 点 / 5.0 点	6.9 点 / 7.5 点	- 点 / - 点
結果評価	成果物の品質		24.0 点 / 30.0 点	24.0 点 / 30.0 点	24.0 点 / 30.0 点	- 点 / - 点
評定点の小計(注2)		80 点 / 100 点	80 点 / 100 点	80 点 / 100 点	- 点 / - 点	
事故等による減点		0 点	0 点	0 点	- 点	
瑕疵修補又は損害賠償による減点		0 点	0 点	0 点	- 点	
その他(低入調査虚偽説明等・業務コスト調査虚偽説明等)		0 点	0 点	0 点	- 点	
総合評定点(注2、注3)		80 点 / 100点	80 点 / 100点	80 点 / 100点	- 点 / - 点	

注) 1. 各項目の評定点及び満点は小数第二位を四捨五入して表示している。

2. 評定点の小計は小数第一位を四捨五入し、整数としている。各項目の点数は、小数第二位を四捨五入している為、評定点の小計と合わない事がある。

3. 共同企業体の構成員によって異なる指名停止等の措置をとった場合は、評定点を構成員毎に記載する。

国 関 整 千 港 総 第 2 号
令 和 8 年 4 月 7 日

令和7年度千葉港海岸船橋地区海岸保全施設整備検討業務
沿岸技術研究センター・エコー・日本港湾コンサルタント設計共同体
構成事業者 株式会社日本港湾コンサルタント東京支店
取締役支店長 久保田 崇仁 殿

国土交通省関東地方整備局
千葉港湾事務所長
土 佐 一 也

請負業務成績評定通知書

貴社が受注した業務について、請負業務成績評定要領に基づき評定した結果を通知します。

なお、評定の結果に疑問があるときは、当職に対してその疑問の旨を付して、この書面の通知を受けた日から逆算して14日（「休日」を含む。）以内に書面により説明を求めることができます。

疑問の旨に対する説明は、書面により郵送致します。

なお、説明を求める場合の書面の送付先及び手続き等についての問い合わせ先は下記のとおりです。

記

1. 業務名称 令和7年度 千葉港海岸船橋地区海岸保全施設整備検討業務
2. 履行期間 令和7年6月17日 ～ 令和8年3月13日
3. 完了検査年月日 令和8年3月19日
4. 評定結果
① 評 定 点 80 点 項目別評定点は、別表のとおり
5. 送 付 先 〒260-0024 千葉県千葉市中央区中央港1-11-2
国土交通省 関東地方整備局 千葉港湾事務所
総務課 品質管理係
TEL 043-243-9172(直通)
6. 手続き等の問い合わせ先 同 上

別表

項目別評定点

評価項目	細 別	業務評定 (評定点/満点)	技術者評定			
			管理技術者 (注1) (評定点/満点)	担当技術者 (注1) (評定点/満点)	照査技術者 (注1) (評定点/満点)	
プロセス評価	実施能力の評価	実施体制及び 執行計画	16.0 点 / 20.0 点	16.0 点 / 20.0 点	4.0 点 / 5.0 点	- 点 / - 点
	実施状況の評価	執行管理	4.0 点 / 5.0 点	4.0 点 / 5.0 点	4.0 点 / 5.0 点	- 点 / - 点
		品質管理	15.0 点 / 20.0 点	15.0 点 / 20.0 点	22.0 点 / 30.0 点	- 点 / - 点
		業務特性	8.0 点 / 10.0 点	8.0 点 / 10.0 点	11.3 点 / 12.5 点	- 点 / - 点
		創意工夫	3.2 点 / 4.0 点	3.2 点 / 4.0 点	3.2 点 / 4.0 点	- 点 / - 点
	説明調整能力の評価	説明調整能力	4.8 点 / 6.0 点	4.8 点 / 6.0 点	4.8 点 / 6.0 点	- 点 / - 点
	取組姿勢	責任感・積極性・倫理観	4.5 点 / 5.0 点	4.5 点 / 5.0 点	6.9 点 / 7.5 点	- 点 / - 点
結果評価	成果物の品質		24.0 点 / 30.0 点	24.0 点 / 30.0 点	24.0 点 / 30.0 点	- 点 / - 点
評定点の小計(注2)		80 点 / 100 点	80 点 / 100 点	80 点 / 100 点	- 点 / - 点	
事故等による減点		0 点	0 点	0 点	- 点	
瑕疵修補又は損害賠償による減点		0 点	0 点	0 点	- 点	
その他(低入調査虚偽説明等・業務コスト調査虚偽説明等)		0 点	0 点	0 点	- 点	
総合評定点(注2、注3)		80 点 / 100点	80 点 / 100点	80 点 / 100点	- 点 / - 点	

注) 1. 各項目の評定点及び満点は小数第二位を四捨五入して表示している。

2. 評定点の小計は小数第一位を四捨五入し、整数としている。各項目の点数は、小数第二位を四捨五入している為、評定点の小計と合わない事がある。

3. 共同企業体の構成員によって異なる指名停止等の措置をとった場合は、評定点を構成員毎に記載する。